

教第78号議案

神戸市教育委員会事務局組織規則及び教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則の件

神戸市教育委員会事務局組織規則及び教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成29年3月8日提出

神戸市教育委員会

教育長 雪村新之助

神戸市教育委員会事務局組織規則及び教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則

(教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 神戸市教育委員会事務局組織規則(昭和33年4月教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表を次のように改める。

部	課	係
総務部	総務課	総務係 経理係 調整係 企画調査係
	教職員課	福利係 人事係
	学校経営支援課	運営係 学事計画係
	学校環境整備課	管理係 計画係 調整係
学校教育部	学校教育課	事務係 学校指導係
	特別支援教育課	振興係 推進係
	健康教育課	学校保健係 給食指導係
社会教育部	生涯学習課	社会教育係 地域教育係
	文化財課	文化財保護活用係 埋蔵文化財係
	スポーツ体育課	市民スポーツ係 学校体育係

第2条第1項中「, 室に室長」を削り, 同条第3項中「, 次長」を削り, 「担当部長」の次に「, 担当課長を」を加え, 「及び室」を削り, 「, 担当係

長」を「，担当係長を」に改め，同条第5項中「，室長」及び「，室」を削り，同条第7項及び第10項中「，次長」を削る。

第4条第1項中「室，」を削る。

第6条第1項中「，室」を削り，同条第2項中「室長又は」を削る。

第7条第1項中「，次長」を削り，同条第2項中「，次長」及び「次長，」を削る。

第8条第1項第8号中「，室」を削り，同条第3項第4号中「及び指導課」を削り，同条第4項第10号を削り，同条同項第9号の次に次の2号を加える。

(10) 特色ある神戸の教育推進その他学校教育に関する諸施策の調査及び企画に関すること。

(11) 義務教育学校に関すること（他の部，課及び係の所管に属するものを除く。）。

第8条第5項を削る。

第10条から第12条までを次のように改める。

第10条 学校経営支援課運営係は，次の事務を分掌する。

(1) 課に属する庶務に関すること。

(2) 学校の運営費に関すること。

(3) 学校事務に関すること（他の部，課及び係の所管に属するものを除く。）。

(4) 学校の教具，管理備品その他の設備に関すること。

(5) 学校の設備及び備品に係る国庫補助及び起債に関すること。

(6) 教育の情報化の推進に関すること。

2 学校経営支援課学事計画係は，次の事務を分掌する。

(1) 学齢児童生徒の就学並びに生徒及び幼児の入学等に関すること。

(2) 学校の設置廃止等に関すること。

(3) 奨学金及び就学奨励（学校教育課及び特別支援教育課の所管に属するものを除く。）に関すること。

(4) 授業料，保育料，入学選抜料等に関すること。

- (5) 私立学校（幼稚園を除く。）等の助成に関する事。
- (6) 学事に関する事（他の部，課及び係の所管に属するものを除く。）。

第11条 学校環境整備課管理係は，次の事務（特別支援教育課の所管に属するものを除く。）を分掌する。

- (1) 課に属する庶務に関する事。
- (2) 教育機関の保全及び管理に関する事。
- (3) 不動産の取得及び処分に係る連絡及び調整に関する事。
- (4) 教育機関の敷地の設定に関する事。
- (5) 学校施設に関する国庫補助及び起債に関する事。
- (6) 教育機関の建設の実施に関する事。
- (7) 学校施設の目的外使用に関する事。
- (8) 学校施設の実態調査に関する事。

2 学校環境整備課計画係は，次の事務（特別支援教育課の所管に属するものを除く。）を分掌する。

- (1) 神戸市立学校園のあり方検討の統括に関する事。
- (2) 教育機関の設置に関する企画，調査研究及び建設計画に関する事。
- (3) 小学校，中学校及び義務教育学校の通学区域の設定及び変更に関する事。
- (4) 神戸市校区調整審議会に関する事。

3 学校環境整備課調整係は，次の事務を分掌する。

- (1) 神戸市立学校園のあり方検討の調整及び実施に関する事。
- (2) 幼稚園，小学校，中学校及び義務教育学校再編に関する事。
- (3) 高等学校教育その他中等教育の振興に関する事。

第12条 学校教育課事務係は，次の事務を分掌する。

- (1) 部及び課に属する庶務に関する事。
- (2) 神出自然教育園に関する事。
- (3) 総合教育センターとの連絡及び調整に関する事。

2 学校教育課学校指導係は，次の事務を分掌する。

- (1) 学校運営に関する事（他の部，課及び係の所管に属するものを除

く。)

- (2) 幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校及び高等学校の教育課程等に関すること。
- (3) 幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校及び高等学校の教育の専門的事項の指導に関すること（総合教育センターの所管に属するものを除く。)
- (4) 高等学校の教科書の採択その他教材の取り扱いに関すること。
- (5) 生徒指導の調査及び連絡調整に関すること。
- (6) 生徒指導の専門的事項の指導に関すること。
- (7) 児童及び生徒の生活指導に関すること。
- (8) 児童及び生徒の交通安全指導に関すること。
- (9) 神戸市いじめ問題審議委員会に関すること。
- (10) 青少年補導センターに関すること。
- (11) 高等学校の通学区域に関すること。
- (12) 幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校及び高等学校の国際教育に関すること。
- (13) 人権教育に係る諸施策の企画，調査研究及び連絡調整に関すること。
- (14) 人権教育に係る専門的事項の調査研究及び指導に関すること。
- (15) 地域改善対策奨学金に関すること。

第13条第2項中「学校計画課，学校整備課」を「学校環境整備課」に改め，「関するもの」を「属するもの」に改め，同条同項第7号中「就学指導」を「就学支援」に改める。

第15条を削り，第16条を第15条とし，第17条を第16条とする。

第18条第1項第9号中「，西体育館及び市民運動場」を「及び西体育館」に改め，同条第2項第7号中「自然の家」の次に「及び洞川教育キャンプ場」を加え，同条を第17条とする。

第19条を第18条とする。

(教育機関の組織に関する規則の一部改正)

第2条 教育機関の組織に関する規則（昭和41年4月教育委員会規則第2号）

「

の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

	指導部	総合教育センター	所長，副所長
--	-----	----------	--------

 を
「

学校教育部	総合教育センター	所長，副所長，係長
-------	----------	-----------

 」に改め，同

表第4類の項中「指導課」を「学校教育課」に改める。

第3条第3号を第4号とし，第2号の次に次の1号を加える。

(3) 総合教育センター

管理係

教科指導係

研修係

別表1-1 総合教育センターの項を次のように改める。

1-1 総合教育センター

管理係

- (1) 総合教育センターに属する庶務に関すること。
- (2) 施設及び設備の管理に関すること。
- (3) 教育研究団体への補助金の交付に関すること。
- (4) 児童及び生徒の教育相談に関すること。
- (5) 不登校の児童及び生徒の適応指導に関すること。
- (6) 教員の資質向上に関すること。
- (7) 教科書の展示及び研究に関すること。
- (8) 視聴覚センターに関すること。
- (9) 幼児教育センターに関すること。
- (10) 障害児教育センターに関すること。

教科指導係

- (1) 幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校及び高等学校の教育の専門的事項の指導に関すること（学校教育課の所管に属するものを除く。）。
- (2) 小学校，中学校及び義務教育学校の教科書の採択その他教材の取り扱いに関すること。
- (3) 学校教員の指導力向上に関すること。

研修係

- (1) 教育に関する情報の収集，作成及び提供に関すること。
- (2) 教員の研修に関すること。
- (3) 教育に関する専門的及び技術的事項の研究並びに研究成果の普及に関すること。
- (4) 教員の研究助成に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は，平成29年4月1日から施行する。
(教育委員会職員職名規則の一部改正)
- 2 神戸市教育委員会職員職名規則（昭和27年5月教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。
別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条第1項関係）

補職名	職名
教育次長，担当局長，部長，事務局長，担当部長，課長，室長，担当課長，係長，担当係長，総括班長，総括班長補佐	事務職員，技術職員
事務長，館長，所長，場長，園長，副館長，副所長	事務職員，技術職員，嘱託

(教育振興基本計画点検・評価委員会規則の一部改正)

- 3 神戸市教育振興基本計画点検・評価委員会規則（平成25年3月教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
第8条中「及び指導部指導課」を削る。
(いじめ問題審議委員会規則の一部改正)
- 4 神戸市いじめ問題審議委員会規則（平成26年3月教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。
第10条中「指導部指導課」を「学校教育部学校教育課」に改める。

理 由

教育委員会事務局及び教育機関の職制を改正するに当たり、規則を改正する必要があるため。

(参考 1)

神戸市教育委員会事務局組織規則 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第17条第2項の規定に基づき、神戸市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織は、次のとおりとする。

部又は部に相当する室	課又は課に相当する室	係
総務部	総務課	総務係 経理係 調整係 企画調査係 学事計画係
	略	略
	学校計画課	計画係 調整係
	学校整備課	管理係 運営係
	_____	_____
指導部	指導課	指導係 初等教育係 中等教育係 生徒指導係
	略	略
	人権教育課	
略	略	略

2 略

第2条 事務局に教育次長，部に部長，室に室長，課に課長，係に係長を置く。

2 略

3 事務局に担当局長，次長，担当部長____，部及び室に担当課長，担当係長____，課及び課内室に担当係長，総括班長を置くことができる。

4 略

5 部長，室長，課長及び課内室長は，上司の命令を受け，部，室，課又は課内室に属する事務を総括し，所属職員を指揮監督する。

6 略

7 担当局長，次長，担当部長，担当課長は，上司の命を受け，所掌事務を総括し，所属職員を指揮監督する。

8，9 略

10 担当局長，次長，担当部長，担当課長，担当係長及び総括班長の所掌事務は，教育長が定める。

(改正案)

部	課	

	_____	_____
	_____	_____
	学校経営支援課	運営係 学事計画係
	学校環境整備課	管理係 計画係 調整係
学校教育部	学校教育課	事務係 学校指導係

第4条 室、課及び課内室に指導主事を置く。

2, 3 略

第6条 前4条に定める者のほか、室、課及び課内室に事務職員、技術職員その他の必要の職員を置く。

2 前項の職員の係への配置は、室長又は課長が命ずる。

第7条 教育次長に事故あるときは、所管の担当局長、部長、次長又は担当部長が、その事務を、代理又は代決し、教育次長が欠けたときは、総務部長又は教育委員会があらかじめ指定する職員が、その事務を代理する。

2 担当局長、部長、次長又は担当部長に事故があるときは、所管の次長、担当部長、課長又は担当課長がその事務を代決する。

3 略

第8条 総務課総務係は、次の事務を分掌する。

(1)～(7) 略

(8) 他の部、室、課及び係の所管に属しないこと。

2 略

3 総務課調整係は、次の事務を分掌する。

(1)～(3) 略

(4) 法第26条に規定する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（総務課企画調査係及び指導課の所管に属する者を除く。）に関すること。

(5) 略

4 総務課企画調査係は、次の事務を分掌する。

(1)～(9) 略

(10) 教育の情報化の推進に関すること。

5 総務課学事計画係は、次の事務を分掌する。

(1) 学齢児童生徒の就学並びに生徒及び幼児の入学等に関すること。

(2) 学校の設置廃止等に関すること。

(3) 奨学金及び就学奨励（特別支援教育課及び人権教育課の所管に属するものを除く。）に関すること。

(4) 授業料、保育料、入学選抜料等に関すること。

(5) 私立学校（幼稚園を除く。）等の助成に関すること。

(6) 他の部、室及び課の所管に属さない学事に関すること。

第10条 学校計画課計画係は、次の事務（学校整備課及び特別支援教育課の所管に属するものを除く。）を分掌する。

(1) 課に属する庶務に関すること。

(2) 神戸市立学校園のあり方検討の統括に関すること。

(3) 教育機関の設置に関する企画、調査研究及び建設計画に関すること。

(4) 小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域の設定及び変更に関すること。

(5) 神戸市校区調整審議会に関すること。

(6) 学校施設に関する国庫補助及び起債に関すること。

2 学校計画課調整係は、次の事務を分掌する。

(1) 神戸市立学校園のあり方検討の調整及び実施に関すること。

(2) 小学校、中学校及び義務教育学校再編に関すること。

(3) 高等学校教育その他中等教育の振興に関すること。

(4) 幼稚園教育振興計画の実施に関すること。

(10) 特色ある神戸の教育推進その他学校教育に関する諸施策の調査及び企画に関すること。

(11) 義務教育学校に関すること（他の部、課及び係の所管に属するものを除く。）。

第11条 学校整備課管理係は、次の事務（学校計画課及び特別支援教育課の所管に関するものを除く。）を分掌する。

(1)～(8) 略

2 学校整備課運営係は、次の事務を分掌する。

- (1) 学校の運営費に関すること。
- (2) 学校事務の指導及び改善に関すること。
- (3) 学校の教具、管理備品その他の設備に関すること。
- (4) 学校の設備及び備品に係る国庫補助及び起債に関すること。

第12条 指導課指導係は、次の事務を分掌する。

- (1) 部及び課に属する庶務に関すること。
- (2) 特色ある神戸の教育推進その他学校教育に関する諸施策の調査及び企画に関すること。
- (3) 学校教員の指導力向上に関すること。
- (4) 神出自然教育園に関すること。
- (5) 総合教育センターとの連絡及び調整に関すること。
- (6) 他の部、室、課及び係に属さない義務教育学校に関すること。

2 指導課初等教育係は、次の事務を分掌する。

- (1) 幼稚園、小学校及び義務教育学校の前期課程の教育課程等に関すること。
- (2) 幼稚園、小学校及び義務教育学校の前期課程の教育の専門的事項の指導に関すること。
- (3) 幼稚園、小学校及び義務教育学校の前期課程の国際教育に関すること。
- (4) 小学校及び義務教育学校の前期課程の教科書の採択及びその他教材の取り扱いに関

第10条 学校経営支援課運営係は、次の事務を分掌する。

- (1) 課に属する庶務に関すること。
- (2) 学校の運営費に関すること。
- (3) 学校事務に関すること（他の部、課及び係の所管に属するものを除く。）。
- (4) 学校の教具、管理備品その他の設備に関すること。
- (5) 学校の設備及び備品に係る国庫補助及び起債に関すること。
- (6) 教育の情報化の推進に関すること。

2 学校経営支援課学事計画係は、次の事務を分掌する。

- (1) 学齢児童生徒の就学並びに生徒及び幼児の入学等に関すること。
- (2) 学校の設置廃止等に関すること。
- (3) 奨学金及び就学奨励（学校教育課及び特別支援教育課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (4) 授業料、保育料、入学選抜料等に関すること。
- (5) 私立学校（幼稚園を除く。）等の助成に関すること。
- (6) 学事に関すること（他の部、課及び係の所管に属するものを除く。）。

学校環境整備課

に属する

2 学校環境整備課計画係は、次の事務（特別支援教育課の所管に属するものを除く。）を分掌する。

- (1) 神戸市立学校園のあり方検討の統括に関すること。
- (2) 教育機関の設置に関する企画、調査研究及び建設計画に関すること。
- (3) 小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域の設定及び変更に関すること。
- (4) 神戸市校区調整審議会に関すること。

3 学校環境整備課調整係は、次の事務を分掌する。

- (1) 神戸市立学校園のあり方検討の調整及び実施に関すること。
- (2) 幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校再編に関すること。
- (3) 高等学校教育その他中等教育の振興に関すること。

第12条 学校教育課事務係は、次の事務を分掌する。

- (1) 部及び課に属する庶務に関すること。
- (2) 神出自然教育園に関すること。
- (3) 総合教育センターとの連絡及び調整に関すること。

すること。

3 指導課中等教育係は、次の事務を分掌する。

- (1) 中学校、義務教育学校の後期課程及び高等学校の教育課程に関すること。
- (2) 中学校、義務教育学校の後期課程及び高等学校の教育の専門的事項の指導に関すること。
- (3) 中学校、義務教育学校の後期課程及び高等学校の国際教育に関すること。
- (4) 中学校、義務教育学校の後期課程及び高等学校の教科書の採択及びその他教材の取り扱いに関すること。
- (5) 高等学校の通学区域に関すること。

4 指導課生徒指導係は、次の事務を分掌する。

- (1) 生徒指導の調査及び連絡調整に関すること。
- (2) 生徒指導の専門的事項の指導に関すること。
- (3) 児童及び生徒の郊外生活指導に関すること。
- (4) 児童及び生徒の交通安全指導に関すること。
- (5) 神戸市いじめ問題審議委員会に関すること。
- (6) 青少年補導センターに関すること。

第13条 略

2 特別支援教育課推進係は、次の事務（学校計画課、学校整備課の所管に関するものを除く。）を分掌する。

(1)～(8) 略

第15条 人権教育課は、次の事務を分掌する。

- (1) 人権教育に係る諸施策の企画、調査研究及び連絡調整に関すること。
- (2) 人権教育に係る専門的事項の調査研究及び指導に関すること。
- (3) 同和奨学金に関すること。

第16条

第17条

第18条 スポーツ体育課市民スポーツ係は、次の事務を分掌する。

- (1)～(8) 略
- (9) 王子スポーツセンター、中央体育館、ポートアイランドスポーツセンター、ポートアイランドホール、東灘体育館、須磨体育館、垂水体育館、西体育館及び市民運動場

2 学校教育課学校指導係は、次の事務を分掌する。

- (1) 学校運営に関すること（他の部、課及び係の所管に属するものを除く。）。
- (2) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の教育課程等に関すること。
- (3) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の教育の専門的事項の指導に関すること（総合教育センターの所管に属するものを除く。）。
- (4) 高等学校の教科書の採択その他教材の取り扱いに関すること。
- (5) 生徒指導の調査及び連絡調整に関すること。
- (6) 生徒指導の専門的事項の指導に関すること。
- (7) 児童及び生徒の生活指導に関すること。
- (8) 児童及び生徒の交通安全指導に関すること。
- (9) 神戸市いじめ問題審議委員会に関すること。
- (10) 青少年補導センターに関すること。
- (11) 高等学校の通学区域に関すること。
- (12) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の国際教育に関すること。
- (13) 人権教育に係る諸施策の企画、調査研究及び連絡調整に関すること。
- (14) 人権教育に係る専門的事項の調査研究及び指導に関すること。
- (15) 地域改善対策奨学金に関すること。

学校環境整備課 及び 西体育館

第15条

第16条

第17条

及び西体育館

- に關すること。
- 2 スポーツ体育課学校体育係は、次の事務を分掌する。
- (1)～(6) 略
 - (7) 自然の家_____に關すること。

第19条

第18条

及び洞川教育キャンプ場

教育機関の組織に関する規則 ぬきがき

(現 行)

(教育機関の分類・職制)

第2条 教育機関は、これを次のように分類し、次のように職制を定める。

種別	所管	教育機関	職制
略	略	略	略
第2類	指導部	総合教育センター	所長，副所長 _____
略	略	略	略
第4類	指導課	神出自然教育園	園長
略	略	略	略

2，3 略

第3条 次の教育機関に次のとおり課，室及び係を置き，それぞれ課に課長を，室に室長を，係に係長を置く。

(1)，(2) 略

(3) 略

別表 (第7条関係)

1-1 総合教育センター

- (1) 総合教育センターに属する庶務に関すること。
- (2) 施設及び設備の管理に関すること。
- (3) 教育研究団体への補助金の交付に関すること。
- (4) 視聴覚センターに関すること。
- (5) 教育に関する情報の収集，作成及び提供に関すること。
- (6) 教育職員の研修に関すること。
- (7) 教育に関する専門的及び技術的事項の研究並びに研究成果の普及に関すること。
- (8) 教育職員の研究助成に関すること。
- (9) 教科書の展示及び研究に関すること。
- (10) 幼児教育センターに関すること。
- (11) 児童及び生徒の教育相談に関すること。
- (12) 不登校の児童及び生徒の適応指導に関すること。
- (13) 青少年の職能相談に関すること。
- (14) 障害児教育センターに関すること。

(_____ は，改正部分を示す。)

(改正後)

	学校教育部		，係長
	学校教育課		

- (3) 総合教育センター
 管理係
 教科指導係
 研修係

(4)

管理係

- (1) 総合教育センターに属する庶務に関すること。
- (2) 施設及び設備の管理に関すること。
- (3) 教育研究団体への補助金の交付に関すること。
- (4) 児童及び生徒の教育相談に関すること。
- (5) 不登校の児童及び生徒の適応指導に関すること。
- (6) 教員の資質向上に関すること。
- (7) 教科書の展示及び研究に関すること。
- (8) 視聴覚センターに関すること。
- (9) 幼児教育センターに関すること。
- (10) 障害児教育センターに関すること。

教科指導係

- (1) 幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校及び高等学校の教育の専門的事項の指導に関すること（学校教育課の所管に属するものを除く。）。
- (2) 小学校，中学校及び義務教育学校の教科書の採択その他教材の取り扱いに関すること。
- (3) 学校教員の指導力向上に関すること。

研修係

- (1) 教育に関する情報の収集，作成及び提供に関すること。
- (2) 教育職員の研修に関すること。
- (3) 教育に関する専門的及び技術的事項の研究並びに研究成果の普及に関すること。
- (4) 教育職員の研究助成に関すること。

(参考 3)

神戸市教育委員会職員職名規則 ぬきがき

(____ は，改正部分を示す。)

別表第1 (第4条第1項関係)

(現 行)

(改 正 後)

補職名

職名

教育次長
担当局長
部長
室長
次長
事務局長
担当部長
課長

事務職員，技術職員

<u>補職名</u>	<u>職名</u>
<u>教育次長，担当局長，部長，事務局長，担当部長，課長，担当課長，係長，担当係長，総括班長，総括班長補佐</u>	<u>事務職員，技術職員</u>
<u>事務長，館長，所長，場長，園長，副館長，副所長</u>	<u>事務職員，技術職員，嘱託</u>

担当課長
係長
担当係長
総括班長
総括班長補佐

事務長
館長
所長
場長
園長
副館長
副所長

事務職員，技術職員，嘱託

(参考 4)

神戸市教育振興基本計画点検・評価委員会規則 ぬきがき

(現 行)

(改 正 後)

(____は，改正部分を示す。)

(庶務)
第8条 委員会の庶務は，教育委員会事務局総務部総務課及び指導部指導課において処理する。

(参考 5)

神戸市いじめ問題審議委員会規則 ぬきがき

(現 行)

(改 正 後)

(____は、改正部分を示す。)

(庶務)
第10条 審議委員会の庶務は、教育委員会事務局指導部指導課において処理する。

学校教育部学校教育課